

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（原文縦書）

平成 17 年 3 月 29 日
規則第 73 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号。以下「条例」という。）の施行に関し、知事の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（要配慮個人情報）

第 2 条 条例第 2 条第 4 項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
- 二 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- 三 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 四 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定

する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 条例第13条第1項前段の規定による通知に係る同項第10号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第13条第1項第7号に該当するときは、その理由
- 三 条例第29条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手続が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第13条第1項後段の規定による変更の通知に係る同項第10号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第13条第2項第9号の規則等で定める数)

第4条 条例第13条第2項第9号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第13条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイル)

第5条 条例第13条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 実施機関の職員以外の公務員であって、知事の任命（推薦を含む。）に係るもの

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第13条第2項第3号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

- 二 条例第13条第2項第3号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 知事は、個人情報ファイル（条例第14条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、

直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、知事が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 知事は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 知事は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 知事は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを知事が必要と認める箇所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(条例第14条第1項の規則等で定める事項)

第7条 条例第14条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例第2条第9項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- 二 条例第2条第9項第1号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 三 第3条第1項第3号に掲げる事項

(条例第14条第2項第3号の規則等で定める個人情報ファイル)

第8条 条例第14条第2項第3号の規則等で定める個人情報ファイルは、条例第2条第9項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第14条第1項の規定による公表に係る条例第2条第9項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第9条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について、求める開示の実施の方法及び開示の実施を希望する日を記載することができる。

- 2 前項、第11条第1項第1号、同条第2項第1号及び第17条第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第15条各号に掲げる方法

をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第10条 開示請求をする者は、知事に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)別記様式第29号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第22条の2第1項の宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)別表第13号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号に規定する法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校(次のロ及び第18条第1項第1号においてこれらを「学校」という。)が発行した写真の貼り付けられた身分証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令(昭和49年厚生省令第40号)に規定する年金手帳(第18条第1項第1号において「年金手帳」という。)、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを

確認するため知事が適当と認める書類

- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類
- 2 開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を知事に提出すれば足りる。
 - 一 前項第1号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
 - 二 その者(県外に住所を有する者に限る。以下この号において同じ。)の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 条例第15条第2項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状(当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならない。
- 5 条例第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項(保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第1号及び第2号に掲げる事項)を開示請求書に記載しなければならない。
 - 一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別
 - 二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先
 - 三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
 - 四 開示請求に係る保有個人情報の本人が未成年者であって15歳以上のときは、法定代理人が開示請求をすることについての当該本人の同意の有無
- 6 開示請求をした法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を

喪失したときは、直ちに、書面でその旨を知事（条例第23条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（条例第21条第1項の規則等で定める事項）

第11条 条例第21条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、時間及び場所並びに条例第25条第3項の規定による申出をする際に開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

2 開示請求書に第9条第1項に規定する記載することができる事項が記載されている場合における条例第21条第1項の規則等で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（開示請求書に開示の実施を希望する日が記載された場合にあっては、その日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する通知に当たっての注意）

第12条 知事は、条例第24条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（条例第24条第1項の規則等で定める事項）

第13条 条例第24条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第24条第2項の規則等で定める事項)

第14条 条例第24条第2項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 条例第24条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(電磁的記録による開示の実施の方法)

第15条 条例第25条第1項の規則等で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体（録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブルディスクカートリッジ等をいう。）に複写したものの交付
- 三 前2号に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、知事が適当と認める方法

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第25条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 第11条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第21条第1項の規定による通知があった場合において、第9条第1項に規定する記載することができる事項を変更しないときは、条例第25条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(条例第25条第3項の規則等で定める事項)

第17条 条例第25条第3項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

三 開示の実施を希望する日

(開示の実施における本人確認手続等)

第18条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、知事に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 第10条第1項第1号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類のいずれか二

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第21条第1項の規定による通知に係る書面その他の知事が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 条例第15条第2項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第19条 条例第26条第1項に規定する規則等で定める保有個人情報は、別表の試験等の欄に掲げる試験等ごとにそれぞれ同表の項目の欄に定めるとおりとする。

2 条例第26条第1項の規則等で定める簡易な手続は、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所において口頭により開示請求をする方法によるものとする。

3 条例第26条第1項の規定により開示請求をする者は、知事に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 第10条第1項各号に掲げるいずれかの書類

二 別表の試験等の欄に掲げる試験等の受験票その他これに類する書類

4 条例第26条第3項の規則等で定める方法は、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に

掲げる期間及び場所における文書又は図画の閲覧の方法とする。

(費用負担等)

第20条 条例第28条の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、開示決定の変更による追加の交付(既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。)の場合にあっては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

一 文書及び図画を複写機により用紙(日本産業規格A列3番、A列4番又はB列4番のものに限る。以下この条において同じ。)に複写したものの交付 用紙1枚につき10円

二 電磁的記録を用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき10円

三 電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付 1枚につき40円

四 前3号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第1号又は第2号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定するものとする。

3 第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、用紙に複写し、又は出力したものを交付する場合における当該用紙の部数は、1部とする。

4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、第1項各号に掲げる方法で複写し、又は出力したものの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付しなければならない。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第21条 第10条(第5項第4号、第6項及び第7項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第15条第2項」とあるのは、訂正請求については「第29条第2項」と、利用停止請求については「第36条第2項」と読み替えるものとする。

(出資法人)

第22条 知事は、条例第59条第1項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(様式)

第23条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第16条第1項の書面 様式第1号の保有個人情報開示請求書
- 二 条例第21条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第2号の保有個人情報開示決定通知書
- 三 条例第21条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第3号の保有個人情報部分開示決定通知書
- 四 条例第21条第2項の書面 様式第4号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書
- 五 条例第22条第2項の書面 様式第5号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書
- 六 条例第22条第3項の書面 様式第6号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書
- 七 条例第23条第1項の書面 様式第7号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書
- 八 条例第24条第2項の書面 様式第8号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 九 条例第24条第3項（条例第43条において準用する場合を含む。）の書面 様式第9号の保有個人情報開示決定に係る通知書
- 十 条例第25条第3項の規定による申出に係る書面 様式第10号の保有個人情報の開示の実施方法等申出書
- 十一 条例第30条第1項の書面 様式第11号の保有個人情報訂正請求書
- 十二 条例第32条第1項の書面 様式第12号の保有個人情報訂正決定通知書
- 十三 条例第32条第2項の書面 様式第13号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
- 十四 条例第33条第2項の書面 様式第14号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
- 十五 条例第33条第3項の書面 様式第15号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
- 十六 条例第34条第1項の書面 様式第16号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

- 十七 条例第 35 条の書面 様式第 17 号の提供をしている保有個人情報
の訂正決定通知書
- 十八 条例第 37 条第 1 項の書面 様式第 18 号の保有個人情報利用
停止請求書
- 十九 条例第 39 条第 1 項の書面 様式第 19 号の保有個人情報利用
停止決定通知書
- 二十 条例第 39 条第 2 項の書面 様式第 20 号の保有個人情報の
利用停止をしない旨の決定通知書
- 二十一 条例第 40 条第 2 項の書面 様式第 21 号の保有個人情報
利用停止決定等期間延長通知書
- 二十二 条例第 40 条第 3 項の書面 様式第 22 号の保有個人情報
利用停止決定等期間特例延長通知書
- 二十三 条例第 42 条第 3 項の規定による通知に係る書面 様式第
23 号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に知事が保有している個人情報ファイルに
ついての改正後の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（次
項において「新規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定の適用に
ついては、同号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に知事が保有している個人情報ファイルに
ついての新規則第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「直ち
に」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の第 5 条第 4 項第 1 号の規定によ
り受けている相談等については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 8 月 26 日規則第 160 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 24 日規則第 70 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 16 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 26 日規則第 77 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 3 日規則第 6 号）
この規則中別表に埼玉県立大学大学院入学者選抜の項を加える改正規定は公布の日から、同表薬種商販売業認定試験の項を削る改正規定は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 16 日規則第 99 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 17 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項第 1 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 29 号抄）
（施行期日）
1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 36 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 49 号）
（施行期日）
1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の第 9 条第 1 項第 1 号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登

録証明書は特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書とみなす。

- 3 改正後の第9条第2項第2号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第9条第2項第2号に掲げる書類とみなす。
- 4 改正前の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表高等看護学院入学試験（推薦選考を除く。）の項の改正規定（「推薦選考を除く」を「一般選抜に限る」に改める部分に限る。）は平成25年5月28日から、第9条第2項第2号の改正規定は同年7月8日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項第1号イの改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月2日規則第69号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第83号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項第1号イの規定の適用については、この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第18号）

- 1 この規則は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第9条第1項第1号イの改正規定（「別記様式第30号」を「別記様式第29号」に、「第4条第15号」を「第4条第1項第9号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年埼玉県条例第6号）の施行の際現に知事が保有している同条例第1条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下この項において「新条例」という。）第2条第9項に規定する個人情報ファイルであって新条例第13条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第14条第1項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第6条第3項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年埼玉県条例第6号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成31年3月29日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第二条中様式第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第3号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年3月31日規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第71号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第19条関係）

試験等	項目	期間	場所
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
狩猟免許試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1箇月間	文書課
兵籍戦時名簿	軍歴	随時	社会福祉課
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
准看護師試験	総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
登録販売者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
高等看護学院入学試験（一般選抜に限る。）	順位及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	高等看護学院
ふぐ調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から6箇月間	文書課
高等技術専門校入校試験	順位	合格発表の日から1箇月間	受験した高等技術専門校
家畜人工授精師養成講習会修業試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	畜産安全課
指導農業機械士技能検定試験	総合得点	合格発表の日から6箇月間	農業支援課
農業機械士技能検定試験	総合得点	合格発表の日から6箇月間	農業支援課

農業大学校入学 試験	専攻別成績順 位	合格発表の日か ら6箇月間	農業大学校
---------------	-------------	------------------	-------